

はじめに

福岡市では、平成16年に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行して以来、4次にわたり「福岡市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組みを進めてまいりました。

その結果、審議会等委員への女性参画率をはじめ、意思決定の場における女性参画に関する成果指標については、前計画の目標を達成するなど、確かな前進が見られています。

一方で、依然として男女の固定的な役割分担意識が残るなど、男女共同参画を推進していく上での課題もなお存在しています。

全国的には、少子高齢化や世帯構成の変化、働き方の多様化など、これまでにないスピードで社会が変化しています。こうした変化は、共働き・共育での推進、仕事と健康課題の両立、働く場における男女間格差の是正など、全ての人々が希望に応じて活躍できる「令和モデル」へのシフトを後押しする追い風にもなっています。

また、女性をめぐる課題が多様化、複合化、複雑化する中、困難な問題を抱える女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目的として、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律では、「女性の福祉」「人権の尊重と擁護」「男女平等」といった視点が明確に示されるとともに、地方公共団体に女性支援のための施策を講じる責務が明記され、女性が抱える問題や背景、心身の状況に応じた支援を実施することとされています。

福岡市では、こうした社会情勢の変化をふまえ、一人ひとりが希望に応じて、家庭でも職場でも活躍でき、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、「福岡市男女共同参画基本計画(第5次)」を策定いたしました。

今後も、市民・地域・企業・関係団体の皆様と力を合わせ、着実に取組みを進めていきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご審議を賜りました福岡市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見・ご提案をお寄せいただいた市民の皆様、関係団体の皆様にご心より感謝申し上げます。

福岡市長 高島 宗一郎



目次

第1部 計画総論 1

I 計画策定にあたって

- 1 計画策定の経緯と目的 2
- 2 策定の背景 2
 - (1) 国際的な動き
 - (2) 国内の社会情勢の変化
 - (3) 国等の動き
- 3 第4次基本計画の評価と今後の課題 5
 - (1) 主な取組みと成果
 - (2) 数値目標(成果指標)の達成状況
 - (3) 今後の課題

II 第5次基本計画の基本的考え方

- 1 福岡市が目指す姿 25
- 2 第5次基本計画の位置づけ 27
 - (1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連
 - (2) 市条例の具体化
 - (3) DV防止法との関連
 - (4) 女性活躍推進法との関連
 - (5) 女性支援新法との関連
 - (6) 市総合計画との関連
- 3 計画期間 27
- 4 第5次基本計画の体系 28
- 5 成果指標 30
- 6 計画の推進 32
 - (1) 推進体制と進行管理
 - (2) 男女共同参画推進に関する拠点施設、区役所の役割
 - (3) 多様な主体との連携・共働

第2部 計画各論 37

- 基本目標 1** あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会 38
- 基本目標 2** あらゆる暴力が根絶された社会 49
- 基本目標 3** 女性が安心して暮らせる社会 55
- 基本目標 4** 仕事と生活の調和が実現した社会 63
- 基本目標 5** 性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会 68
- 基本目標 6** あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会 72

第3部 資料 75

